

## 岡山県福祉・介護人材参入促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、福祉・介護人材の確保の緊急的な支援を図るため、予算の範囲内において、県内の介護福祉士養成施設等を設置する団体、福祉・介護関係職能団体及びその他知事が適当と認める団体（以下「団体」という。）に対して岡山県福祉・介護人材参入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業及び事業内容)

第2条 この補助金は、福祉・介護人材参入促進事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とし、補助事業の内容は、別紙「福祉・介護人材参入促進事業実施要領」のとおりとする。

### (補助金の額)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽易な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。

### (申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取り下げをすることができる。

### (変更交付申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条の規定により補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（廃止又は中止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(軽易な変更)

第8条 規則第10条ただし書に規定する知事が別に定める軽易な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の総額の20パーセント以内での、各経費間の変更
- (2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止又は中止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して30日以内、又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、必要と認めた場合は、補助金を概算払することができる。

- 2 概算払を受けようとする補助事業者は、岡山県財務規則（昭和61年規則第8号）第98条に規定する書類を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の書類の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、概算払を行うものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、事業の執行状況及びその収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(報告及び検査等)

第12条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行し、平成21年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の事業から適用する。

## 別表

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
福祉・介護人材参入促進事業 ① 福祉・介護の仕事広報啓 発(対象：養成施設)	1 養成課程あたり 2, 0 0 0 千円	事業の実施に必要な経費 で次に掲げるもの  報酬、給料、職員手当等、 共済費、賃金、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、燃料費、 食糧費、印刷製本費)、役務 費(通信運搬費、広告料、手 数料、保険料)、委託料、使 用料及び賃借料、補助金(入 学金、受講料に限る)
② 福祉・介護セミナー		
(1) 介護力アップセミナー	1 回あたり 3 1 2 千円 (注)	
(2) 福祉・介護サービスチャ レンジセミナー	1 回あたり 1 5 6 千円 (注)	
(3) チャレンジド就職支援 セミナー	1 回あたり 4 6 8 千円 (注)	
③ 留学生に対する日本語学 習支援等(対象：養成施 設)	留学生 1 名あたり 1 0 0 千 円に在学月数を乗じた額を 1 2 月で除した額(1 円未満 の端数は切り捨てる)	

注 1 福祉・介護人材参入促進事業に係る各研修を養成施設以外の会場を借り上げて実施する場合、研修 1 日あたり 1 8 5 千円を加算する。

2 対象経費のうち食糧費は、セミナー講師にかかるもののみとする。

## 福祉・介護人材参入促進事業実施要領

### 1 事業の目的

別表に定める養成施設等又は学校(以下「養成施設等」という。)に専門員を配置して、中学校、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事の魅力を伝達し、将来的な福祉・介護の仕事の選択を促すよう相談・助言及び指導等を行うとともに、養成施設等が受け入れた留学生に対しては国内定着を促すための支援・指導を実施し、さらに養成施設等及び福祉・介護関係職能団体等において、小学生から大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるためのセミナー等を実施することにより、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 実施主体

県内の養成施設等を設置する団体及び福祉・介護関係職能団体等

#### (2) 事業内容

##### ① 福祉・介護の仕事広報啓発

養成施設等が相談、助言及び指導等を行う専門員を配置し、次に掲げる事業を実施する場合に、費用の一部を助成する。ただし、養成施設等が当該養成施設等のPRだけを行う場合には、助成の対象としない。

ア 中学校、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事やその魅力を紹介する事業

イ 中・高校生やその家族、教員の相談に応じ、助言・指導を行う事業

ウ 高齢者、主婦層、転職者等地域住民の福祉・介護やその仕事に関する理解と認識を深めるための意識啓発に係るイベント、説明会等を開催する事業

エ 国内のほか、現地教育機関等からの情報収集や現地における留学予定者に対する合同説明会の開催等、留学生を確保するため、福祉・介護の仕事のPRする事業

##### ② 福祉・介護セミナー

養成施設等又は福祉・介護関係職能団体等が次に掲げるセミナーを開催する場合に、費用の一部を助成する。

ア 介護力アップセミナー

いわゆる「団塊の世代」や主婦層等の知識・能力を活かして、福祉・介護分野への参画を進めるためのセミナー

イ 福祉・介護サービスチャレンジセミナー

生徒、学生やその保護者をはじめ、広く地域住民に対し、福祉・介護サービスの意義や重要性及び福祉・介護の仕事の内容や魅力・やりがいを理解してもらうためのセミナー

ウ チャレンジド就職支援セミナー

福祉・介護分野への就労を希望する障害のある人の就労を支援するためのセミナー

##### ③ 留学生に対する日本語学習支援等

留学生を受け入れた養成施設等が、養成課程のカリキュラム外の時間において、留学生に対し日本語学習（介護現場で使用する専門用語等の学習）支援や介護分野の専門知識を強化するための指導を行う場合に、費用の一部を助成する。

### 3 その他

- (1) 受講者の募集にあたっては、市町村、各種団体等に協力要請を行い、受講者の確保に努めるものとする。また、多数の受講者が参加しやすいよう、駅前等の会場を借り上げて実施することができるものとする。
- (2) 研修の目的、受講者のレベル等を勘案し、実施日数を適宜設定し、実施するものとする。
- (3) 岡山県福祉人材センター、ハローワーク等と連携し、受講者の募集、就業の斡旋等を行うものとする。
- (4) セミナー終了後、受講修了者の就労動向の把握を行うほか、福祉・介護やその仕事に対するイメージの変化等を問うアンケート等を実施するものとする。

#### 別表

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校</li><li>・社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき知事が指定した養成施設</li></ul> |
|---|

様式第1号（第4条関係）

番 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者職氏名

年度岡山県福祉・介護人材参入促進事業費補助金交付申請書

年度において岡山県福祉・介護人材参入促進事業費補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 補助金支出予定額内訳書（別紙3）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (5) その他特に必要と認められる書類

様式第2号（第7条関係）

番 年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者職氏名

年度岡山県福祉・介護人材参入促進事業費補助金  
変更（中止又は廃止）承認申請書

年 月 日付け岡山県指令 第 号で交付決定通知のあった岡山県福祉・介護人材参入促進事業費補助金について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により、関係書類を添えてその承認を申請します。

記

1 変更（中止又は廃止）する事業内容

2 変更（中止又は廃止）理由

3 交付を受けようとする補助金の額

既申請額	金	円
変更申請額	金	円
差 額	金	円

4 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 補助金支出予定額内訳書（別紙3）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (5) その他特に必要と認められる書類

(注) (1)から(3)については、変更前（上段括弧書）と変更後との二段書きとすること。

様式第3号（第9条関係）

番  
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者職氏名

年度岡山県福祉・介護人材参入促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け岡山県指令 第 号で交付決定通知（及び 年  
月 日付け岡山県指令 第 号で変更承認通知）のあった岡山県福祉・介護人  
材参入促進事業費補助金について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第5  
6号）第13条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金精算額調書（別紙4）
- (2) 事業実績書（別紙5）
- (3) 補助金支出済額内訳書（別紙6）
- (4) 歳入歳出決算（見込）書抄本
- (5) その他特に必要と認められる書類



補助金所要額調書

団体名( )

単位:円

区分	総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	補助基準額 E	県補助基本額 C、D、Eと比較 して少ない方の 額 F	県補助 所要額 G
福祉・介護人材参入促進事業							
①福祉の仕事広報啓発							
②福祉・介護セミナー							
(1)介護力アップセミナー							
(2)福祉・介護サービスチャレンジセミナー							
(3)チャレンジド就職支援セミナー							
③留学生に対する日本語学習支援等							
合計	0	0	0	0	0	0	0

## 事業計画書

(団体名： )

事業名：福祉・介護人材参入促進事業 (①福祉の仕事広報啓発)

### 1 専門員

配置予定者氏名 (年齢)	略歴・資格等	専任・ 兼任 の別	常勤・ 非常勤 の別
( 歳)			

### 2 事業実施計画

事業項目	内 容

事業計画書

(団体名： )

事業名：福祉・介護人材参入促進事業 (②福祉・介護セミナー)

区分	セミナー名	対象者	実施予定 時期・場所	予定 人員	日数	内容

(注) 1 「区分」欄は、介護力アップセミナーは「1」、福祉・介護サービスチャレンジセミナーは「2」、チャレンジド就職支援セミナーは「3」を記載すること。

2 「セミナー名」欄は、研修内容を踏まえ、適宜設定して差し支えないものとする。

事業計画書

(団体名： )

事業名：福祉・介護人材参入促進事業 (③留学生に対する日本語学習支援等)

1 補助対象とする留学生

留学生氏名	国籍	学年	支出予定額 (円)	その他特記事項

2 事業実施計画

事業項目	内 容
日本語学習関係	
介護分野の学習関係	

注) 留学生毎に学習内容が異なる場合は、分けて記載すること。

別紙3

補助金支出予定額内訳書

(団体名： )

事業名：福祉・介護人材参入促進事業 (①福祉・介護の仕事広報啓発)

経費区分	支出予定額	積算内訳
	円	
合計		

別紙3

補助金支出予定額内訳書

(団体名： )

事業名：福祉・介護人材参入促進事業 (②福祉・介護セミナー)

経費区分	支出予定額	積算内訳
	円	
合計		

注) 3つの区分の各セミナー毎に分けて記載のこと

別紙3

補助金支出予定額内訳書

(団体名： )

事業名：福祉・介護人材参入促進事業 (③留学生に対する日本語学習支援等)

経費区分	支出予定額	積算内訳
	円	
合計		

注) 留学生毎に異なる場合は、分けて記載すること。





## 事業実績書

(団体名 )

事業名：福祉・介護人材参入促進事業 (①福祉・介護の仕事広報啓発)

事業項目	内 容

(注) 内容には、実施日、日別参加者数(要内訳)を必ず記載のこと。また、内容のわかる資料を添付のこと。

事業実績書

事業名：福祉・介護人材参入促進事業 (②福祉・介護セミナー)

(団体名 )

区分	実施内容		参加者数 (人) A (B+C+D)		研修実施後就業把握状況 (人)						
					確認数 B				確認中 C	不明 D	
					就職		就職活動中				
					福祉・ 介護	他の 業種	福祉・ 介護	他の 業種			
	研修名		離職者	男性							
	実施日			女性							
	実施場所		一般・そ の他	男性							
	対象者			女性							
	内容		障害者	男性							
				女性							
			合計	男性							
				女性							
	研修名		離職者	男性							
	実施日			女性							
	実施場所		一般・そ の他	男性							
	対象者			女性							
	内容		障害者	男性							
				女性							
			合計	男性							
				女性							

(注) 「区分」欄は、介護力アップセミナーは「1」、福祉・介護サービスチャレンジセミナーは「2」、チャレンジド就職支援セミナーは「3」を記載すること。

## 事業実績書

(団体名 )

事業名：福祉・介護人材参入促進事業 (③留学生に対する日本補学習支援等)

留学生氏名	内 容

注)1 留学生毎に記入し、必要に応じて記入枠を追加すること。

2 日本語学習の内容及び介護分野の学習の内容について、具体的に記入すること。

補助金支出済額内訳書

(団体名： )

事業名：福祉・介護人材参入促進事業 (①福祉・介護の仕事広報啓発)

経費区分	支出済額	積算内訳
	円	
合計		

補助金支出済額内訳書

(団体名： )

事業名：福祉・介護人材参入促進事業 (②福祉・介護セミナー)

経費区分	支出済額	積算内訳
	円	
合計		

注) 3つの区分の各セミナー毎に分けて記載のこと

補助金支出済額内訳書

(団体名： )

事業名：福祉・介護人材参入促進事業 (③留学生に対する日本語学習支援等)

経費区分	支出済額	積算内訳
	円	
合計		

注) 留学生毎に異なる場合は、分けて記載すること